

## 公益財団法人小山台教育財団 2024 年度事業計画

2023 年 5 月の新型コロナウィルスの感染症法上の位置づけ 5 類への移行を受け、我が国経済活動は、コロナ禍前の状況に徐々に戻っていく過程にある。こうした状況を踏まえ、2024 年度の当財団事業については、感染拡大前の状況に回帰して進める方針である。国際交流事業については、海外派遣ならびに受入を実施する。その他の事業活動についても、昨年度同様にコロナ下で培ってきたオンライン会議・ウェブ配信等の運用を活用しながら内容の充実に努める。

### I. 国際交流事業（公益目的事業）

青少年の国際相互理解教育を推進するため、国際交流を通じて異文化体験を行うとともに、真に日本を理解する能力を身につけるため、海外派遣並びに海外チャレンジ支援を実施する。

#### 1. 海外体験派遣

英国ボーンマス市に高校生・大学生を派遣し、ホームステイをしながらキングス・カレッジで世界各国の青少年とともに語学研修を受講するプログラム。高校 1 年生はエクスペリエンス・コース、高校 2 年生以上はインテンシブ・コースを受講する。財団が指定する添乗員 1 名が同行し、財団が指名するリーダー 2 名と連携して派遣生の相談や安全確保に努める。

- (1) 事業対象者：品川区内都立高等学校生徒（小山台、大崎、八潮）およびその卒業生である大学生、合計 20 名（予定）。
- (2) 期間：2024 年 7～8 月 の 25 日間（予定）。

#### 2. ドイツ交換交流派遣・受入

ドイツ、ベルリンの私立カニジウスコレーケ・ギムナジウム校と連携して、日独間で学生の派遣と受入を隔年毎に行うプログラム。2024 年度は、日本受入の年に当たり、ドイツからの派遣生を日本側生徒の家庭がホームステイで受け入れて都内及び近郊を案内するとともに、日本の里山（長野県栄村）での共同生活を通じて日本の文化・歴史・伝統に触れることで日独相互理解の促進を図る。

- (1) 受入対象者：ドイツ側学生 9 名及び引率者 1 名（予定）。
- (2) 期間：2024 年 7～8 月 の 20 日間（予定）。

#### 3. 台湾交換交流派遣

当該プログラムは、従来台湾斗六市にある環球科技大学との連携により進めてきたが、環球科技大学より 2024 年 7 月に閉校予定との連絡を受けた。これに伴い、2024 年度

については、台湾台北市にある東吳大学と連携して学生の派遣を行う方向で進める。内容は、春に日本側学生を台湾に派遣し、同大学での講義・実習に台湾側学生とともに参加し、台湾の文化・歴史・伝統を学ぶとともに相互交流を深めるもの。財団役職員が同行し、財団が指名するリーダー1名と連携して派遣生の相談や安全確保に努める。

- (1) 派遣対象者：品川区内都立高等学校（小山台、大崎、八潮）の卒業生である大学生 10 名（予定）。
- (2) 期間：2025 年 3 月中の 10 日間（予定）。

#### 4. 海外チャレンジ支援

次世代を担う若者の成長に寄与するため大学生の海外留学・研修に対する助成金支給を行うプログラム。

- (1) 制度の目的  
海外における留学・研修・専門的研究・インターンシップ・ボランティア・芸術・スポーツ等様々な活動を通じて学び・研鑽の実を挙げるとともに異文化体験を深める機会を提供し、それを通じて我が国の将来を担う有為な人材の育成を支援する。
- (2) 制度の運用方法
  - ① 募集人数：3 名（予定）。
  - ② 対象者：品川区内都立高等学校（小山台、大崎、八潮）の卒業生である大学生。
  - ③ 支援プログラムおよび支援内容：長期留学および多様性キャリア開発の 2 種類。

### II. 奨学育英事業

#### 1. 品川区内都立高校向け奨学育英事業（公益目的事業）

有用な人材育成に寄与し、我が国の文化と国民生活の向上に資することを目的として、品川区内都立高等学校（小山台、大崎、八潮）に在学する、就学意欲のある有為な生徒で、経済的理由で学業が困難な者に対して、奨学金の給付を行う。

- (1) 一般奨学金
  - ① 対象：高校 2 年生以上の生徒 合計 24 名（予定）。
  - ② 給付額：6 月から翌年 3 月まで月額 1 万 5 千円（1 人、年間 15 万円）。
- (2) 臨時奨学金
  - ① 対象：高校 1 年生もしくは家庭状況の急変等で緊急に援助が必要になった生徒 合計 10 名（予定）。
  - ② 給付額：10 月から翌年 2 月まで月額 1 万 5 千円（1 人、年間 7 万 5 千円）。

#### 2. 都立千歳丘高校向け奨学育英事業（相互扶助等事業）

## (1) 特別奨学金

- ① 対象：千歳丘高校生徒 合計 1 名（予定）。
- ② 給付額：10 月から翌年 2 月まで月額 2 万円（1 人、年間 10 万円）。

## III. 社会教育事業（公益目的事業）

社会公共の教育及び文化の発展に寄与するため、地域住民等に対する生涯学習の推進及び文化の向上に関する事業を行う。

### 1. 公開文化講座

地域住民等一般聴衆を対象とした文化講座を開催する。

- (1) 募集対象：主として品川区、大田区、目黒区の住民。
- (2) 開催頻度：年間 6 回程度。
- (3) 講座内容：歴史、文化、美術、伝統芸能、科学等をテーマとする講演。

### 2. 寺子屋小山台

企業の第一線で活躍するビジネスマンを対象として日本社会の中核を担う人材を育成するためのリーダー養成講座を開催する。

- (1) 募集対象：品川区内都立高等学校の卒業生を中心に概ね年齢 35 歳～49 歳の方々。
- (2) 開催頻度：毎月 1 回程度。
- (3) 講座内容：政治・経済・国際関係等をテーマとする講義および討論。

### 3. 暮らしに役立つ講座

社会保険労務士・行政書士・税理士を講師として身近なテーマを取り上げて解説する講座を開催する。

- (1) 募集対象：品川区内都立高等学校生徒の保護者ならびに近隣住民。
- (2) 開催回数：年間 3 回程度。
- (3) 講座内容：年金、介護、相続等の社会保険制度・行政関連諸手続および税務に関する解説。

### 4. 中学校のクラブ活動の支援

中学校の課外クラブに対して、技術等の向上を図るための講習会を、小山台高等学校の課外クラブが主催し開催する。

- (1) 受講対象：品川区、大田区、目黒区の中学校課外クラブ部員等。
- (2) 開催頻度：随時。
- (3) 支援内容：小山台高等学校と協議して実施。

## 5. ランチタイムコンサート

地域住民等を対象としたコンサートを開催する。

- (1) 参加対象：品川区、大田区、目黒区の住民・職域を中心とする一般向け。
- (2) 開催頻度：毎月 1 回程度。
- (3) 内容：クラシックを中心とする演奏会。

## IV. 学校教育事業（相互扶助等事業）

都立小山台高等学校の教育環境の整備を図ることならびに小山台高等学校生徒の健全な心身の育成を増進するために、小山台高等学校に対して下記プログラムの支援を行う。

- (1) 進路指導・学力向上助成
- (2) 学校行事・班活動関係助成
- (3) 学校広報関係助成
- (4) 定時制関係助成

## V. 会館事業（相互扶助等事業）

小山台会館は、財団活動の拠点として使用しているが、地域住民等に対して会議・会合・懇親の会場として施設の貸出を行い、教育・福祉増進および文化の向上に寄与する役割も果たしている。2024 年度は、会館利用の活性化を図る諸施策を進めるとともに、会館長期修繕計画に沿った会館建物の修繕ならびに設備更新を実施する。

- (1) 会館利用率向上に向けたアクションプランの推進
  - ① 広報活動。
  - ② 会館利用活性化に資する施策の検討。
- (2) 長期修繕計画の見直しを踏まえた施策の推進
  - ① 長期修繕計画見直しによる優先度に沿った個別建物補修・設備更新案件の実施。
  - ② 必要な個所の補修・設備更新の実施。

## VI. 海外派遣者ネットワーク（相互扶助等事業）

2024 年度は、海外派遣者ネットワークの事業基盤の充実・強化に努め、今後の発展に向けた施策を推進する。

### (1) 制度の概要

当財団が実施する国際交流事業に参加した派遣経験者を主体とする会員組織を通じて、これら派遣経験者間の相互交流・海外からの交換経験者との交流・その他海外からの来日者との交流等の活動を推進する。

### (2) 制度の運用方法：

当財団が主催する国際交流事業への参加者が、学校を卒業して社会人となった

後に、これらの対象者が加入できる会員組織を通じて以下の活動を推進することを当財団が支援する。

- ① 会員相互の交流および親睦、ならびに会員と当財団の国際交流事業における派遣生ないしは参加経験をもつ学生との交流。
- ② 当財団の海外における連携先を通じて来日した海外からの交換経験者と会員との日本ないしは海外における交流。
- ③ 連携先の紹介による来訪者が日本に滞在する際の会員による交流。
- ④ 会員に関する情報データベースおよび情報ツールの構築、会員に対する会員情報の提供等。
- ⑤ 上記各項の活動に対する当財団役職員の参加及び支援。

## VII. 財務活動（公益目的事業および相互扶助等事業）

### 1. 有価証券

2023年12月末時点保有有価証券（額面）は63億円、上場投資信託（ETF）1億円。2024年度に償還期限が到来する債券（14億円）の見合い運用として、資産運用規程に定める基準に従い最も有利な債券等の買付とともに、一定限度（5億円以内）の上場投資信託（ETF）の買付を実施する。

### 2. 寄附金

寄附金募集を行い、これまで多くの方からの応募があった。2024年度も財団活動への理解・協力、事業の意義を幅広い関係者からご理解いただき資金面での支援が財源の多様化として寄与し、将来にわたり定着させる観点から募集を推進する。

## VIII. 管理

財団の業務遂行に伴う不測の事態に備えるため、必要に応じ都度見直しを行ない、引き続きガバナンスおよびリスク管理体制の強化に努める。

以上